○国土交通省告示第五百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年四月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置の取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－11Ｒ－030001	乗降口の扉の開放防止装置　三菱　Ｊ－11／Ｂ10－01	三菱　ＤＢＡ－Ｂ１＊Ｗ　ニッサン　ＤＢＡ－Ｂ２＊Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目三十三番八号
Ｅ43－12Ｒ－040001	かじ取り装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置　三菱　Ｊ－12／94／Ｂ10－01	〃	〃
Ｅ43－13ＨＲ－000017	乗用車の制動装置　三菱　Ｊ－13Ｈ／Ｂ10－01	〃	〃
Ｅ43－13ＨＲ－000018	乗用車の制動装置　三菱　Ｊ－13Ｈ／Ｂ10－02	〃	〃
Ｅ43－14Ｒ－070001	座席ベルト取付装置　三菱　Ｊ－14／Ｂ10－01	〃	〃
Ｅ43－16Ｒ－060001	座席ベルト　三菱　Ｊ－16／Ｂ10－01	〃	〃
Ｅ43－17ＲＡ－080001	座席及び頭部後傾抑止装置　三菱　Ｊ－17／Ｂ10－01	〃	〃
Ｅ43－28Ｒ－000054	警音器　三菱　Ｊ－28／Ｂ10－01	〃	〃
Ｅ43－39Ｒ－000074	速度計　三菱　Ｊ－39／Ｂ10－01	〃	〃
Ｅ43－94Ｒ－020003	オフセット前面衝突時の乗員保護装置　三菱　Ｊ－12／94／Ｂ10－01	〃	〃
Ｅ43－95Ｒ－030001	側面衝突時の乗員保護装置　三菱　Ｊ－95／Ｂ10－01	〃	〃

○国土交通省告示第六百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年四月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1063	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ3800－ＣＲ－Ｔ－ＷＤＰ	吸入負圧：4.0kPa　排気圧力：6.7kPa	株式会社クボタ　大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号
㊎ＧＳ－1064	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ3800－ＣＲ－ＴＩ－ＷＤＲ	吸入負圧：4.9kPa　排気圧力：6.7kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：6.7kPa	〃
㊎ＧＳ－1065	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ6108－ＣＲ－ＴＩ－ＷＤＲ	吸入負圧：6.2kPa　排気圧力：8.4kPa、吸入負圧：6.2kPa　排気圧力：6.7kPa	〃

○国土交通省告示第六百一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年四月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1068	一酸化炭素等発散防止装置　マッセイ・ファーガソン　ＷＤＰ－33ＡＡ－ＭＳＫ18	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：10.0kPa	ヰムラ・ヰス・ケー農業機械株式会社　北海道恵庭市戸磯193－８

○国土交通省告示第六百二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年三月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1049	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＸＤＮ－４ＴＮＶ98Ｃ	吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：12.7kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

○国土交通省告示第六百三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年三月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2304	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＡＡ－２ＺＲＦＸＥ１	ダイハツ　ＤＡＡ－ＺＶＷ41Ｎ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年三月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2343	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　ＳＰＧ－ＦＳＲ90＊＊　いすゞ　Ｈ22－ＩＤＣ－４ＨＫ１ＴＣＨ２		いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号